

四日市市・楠町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第9条第2項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会の会長(以下「会長」という。)から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、会長が協議会の委員のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、小委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。